

都市計画法第32条の規定に基づく同意申請書類チェックリスト

(土木部路政課)

同意申請書について、以下の内容をご確認の上、ご提出をお願いいたします。

書類名	確認事項	注意事項	チェック欄
1 同意申請書	日付	・32条協議申請書と同日付けの申請日を記入する。	
	開発行為の所在地番	・開発区域の地番を全て記入する。 ・関する工事がある場合はその地番も全て記入する。	
	開発区域の面積	・求積図と一致しているか確認する。	
	千葉市が所管する 従前の公共施設	・地番を全て記入する。 ・従前の公共施設の合計面積を記入する。	
	新たに新設し、千葉市に 帰属することとなる公共施設	・地番を全て記入する。 ・合計面積を記入する。	
2 開発行為の概要	添付	・32条協議申請書と同じ資料を添付する。	
3 設計説明書	添付	・32条協議申請書と同じ資料を添付する。	
4 公共施設の管理者に関する事項	添付	・32条協議申請書と同じ資料を添付する。	
5 位置図	添付	・開発区域及び関する工事の区域を明示する。	
6 公図	添付	・区域開発区域及び隣接土地所有者名を明記する。 ・開発区域を朱書きする。 ・法務局発行の公図(コピー可)を添付する。	
7 道路境界確定図	添付	・道路と接する部分全ての確定図を添付する。 ・開発区域と接する箇所を赤線で明示する。	
8 求積図	添付	・点間距離、座標値が確定図と一致していること。 (法務局発行の測量図でなくてもよい。)	
9 公共施設用地の 新旧対照図・表	添付	・相互帰属対象地を筆ごとに表示する。 ・相互帰属対象地の地積を記載する。 ・相互帰属対象地の座標値を記載する。	
10 廃道同意書	添付	・廃道部分に隣接する地権者全ての同意書を添付する。 (点で接している土地、千葉市が所有している隣接土地であっても必要。) ・廃道部分を着色し、求積図を添付の上、割印する。 ・隣接土地の全部事項証明書(コピー可)を添付する。	
	押印及び割印	・認印で可。	
11～24 図面等	添付	・32条協議申請書と同じ資料を添付する。	

ご不明な点がございましたら、提出前に路政課へお問い合わせください。
協議等で来庁する際は、事前に電話連絡をお願いいたします。

【連絡先】千葉市 建設局 土木部 路政課
路政班 Tel.043-245-5371